

別表第3 廃業等の届出の添付書類(第5条第3項関係)

添付書類	摘要	個人	法人
建築士事務所の開設者が死亡したとき(法第23条の7第2号関係)			
相続人であることを証する書類	・戸籍謄本(抄本)、除籍謄本(抄本)、など	○	
死亡したことを証する書類			
建築士事務所の開設者について、破産手続開始の決定があったとき(法第23条の7第3号関係)			
破産管財人であることを証する書類	・破産手続開始決定の通知書の写し	○	○
破産手続開始の決定があったことを証する書類			
建築士事務所の開設者である法人が、合併により解散したとき(法第23条の7第4号関係)			
法人を代表する役員であった者であることを証する書類	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書)		○
法人が合併により解散したことを証する書類			
建築士事務所の開設者である法人が、破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき(法第23条の7第5号関係)			
法人の清算人であることを証する書類	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書)		○
法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したことを証する書類			